

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する 事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

加古川市長

公表日

令和7年1月10日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に対する事務等を行う。 予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種システム
②システムの機能	1. 予防接種情報の入力 予防接種者に関する情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力 2. 予防接種情報照会 既接種者の予防接種の情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力 3. 予防接種者対象者抽出 指定した予防接種の対象者を抽出 4. 接種券及び予診票の出力 指定した予防接種の対象者に対し、接種券及び予診票を出力
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認 ・申告書の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 2. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 () [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム3	
①システムの名称	宛名管理システム
	1. 宛名情報等管理機能 ・宛名情報等を統合宛名番号 宛名番号 個人番号等により付与して管理する

②システムの機能	2. 抑止登録機能 ・異動更新、帳票発行の抑止設定を行う。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （各業務システム）	
システム4		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能 ・統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。 2. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して提供する必要がある情報について、各業務システムからデータを抽出しレイアウト変換後、中間サーバーへ転送する。 3. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して照会することが可能な情報について、既存業務システムからの要求に基づき、照会し、照会結果を受け取る。	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （中間サーバー、各業務システム(情報提供ネットワークシステムを利用する業務)）	
システム5		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1. 符号管理機能 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当	
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）	
システム6～10		
システム6		
①システムの名称	かこがわオンライン申請システム	
②システムの機能	インターネットを経由して電子的に申請受付、審査を行う	

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (LGWAN)
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの (1)番号法 ・第9条第1項 別表 14の項 (2)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 別表第2 2の項 ②番号利用条例施行規則第18条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができる」とされているもの (1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、26、153、154の項) ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、27、28、29の項) ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部地域医療課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

-

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	接種券の発行履歴がある者及び予防接種履歴のある者	
	その必要性	接種対象者の管理、接種状況の管理を正確に行うため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報	[○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)
	・連絡先等情報	[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報
	・業務関係情報	[] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<識別情報> 対象者を特定するために記録する。 <連絡先等情報> 対象者接種券等を送付するために記録する。 <業務関係情報> 予防接種の接種実績を把握するために記録する。	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	令和3年5月1日	
⑥事務担当部署	健康医療部地域医療課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [] その他 ()	

②入手方法		☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他（ ）
③使用目的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	健康医療部地域医療課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑤使用方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年5月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☒ 委託しない （ ） 件
委託事項1		住民情報システムの運用保守業務
①委託内容		・住民情報システム（予防接種システム、宛名管理システム、統合宛名システム）の運用保守業務
②委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
③委託先名		・(株)日立システムズ関西支社
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☒ 再委託しない 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。
	⑥再委託事項	・住民情報システムの運用保守の一部
委託事項2～5		
委託事項2		バックアップデータ遠隔地保管業務
①委託内容		・バックアップデータを記録した外部記録媒体の遠隔地保管業務
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
③委託先名		・(株)NXワンビシアーカイズ
		＜選択肢＞

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、153の項)		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務		
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する記録		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		
⑦時期・頻度	提供依頼のある都度		
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()		

⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<当市における措置> ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・申請書等は、鍵付の書庫に保管している。 <遠隔地バックアップ保管における措置> ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及び
7. 備考	
-	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・住所
- ・送付先住所
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・接種券発行年月日
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルスワクチン接種記録ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外 の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報の入手については、その根拠となる番号法等の規定を確認し、適正な情報の入手を行う。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・予防接種システムは、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	☐ 行っている ☐ ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザID及びパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。
その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	☐ 定めている ☐ ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない

	規定の内容	＜システム運用保守委託業務における措置＞ ・個人情報の取扱いについて、下記の内容を契約書に明記している。 ①データの秘密保持に関する事項 ②再委託の禁止又は制限に関する事項 ③データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④データの複写及び複製の禁止に関する事項 ⑤事故発生時における報告義務に関する事項 ⑥立入調査の実施に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール		＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
	ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを作成し、マニュアルどおりに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供等のセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

1 ガバメントクラウドにおける物理的措置

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

2 ガバメントクラウドにおける技術的措置

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査

実施の有無

[☐] 自己点検

[☐] 内部監査

[☐] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[☐ 十分に行っている]

<選択肢>

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

具体的な方法

<当市における措置>

- ・職員に対して、年1回、特定個人情報情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。
- ・委託業者については、個人情報情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保している。

<中間サーバー、プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー、プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- ・中間サーバー、プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策

< 当市における措置 >

- ・離席する際、端末にはパスワードロックをかけるよう徹底している。
- ・窓口の端末においては、ディスプレイにプライバシーシートを貼り、来庁者に画面が見えないようにしている。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

< ガバメントクラウドにおける措置 >

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
②請求方法	・個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 079-427-9100(直通)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	Ⅱ 特定個人所ファイルの概要 3. 特定個人用法の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年3月30日	Ⅱ 特定個人所ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年3月30日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容 ②転出先市区町村からの個人番号の入手	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用追加(一括照会機能)に係る変更
令和4年5月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	地域医療課	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康医療部地域医療課	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	加古川市健康医療部地域医療課	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	事後	機構改革に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオiosk端末及び証明書交付センターシステム	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更

令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	追記	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施に伴う変更
令和4年5月12日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 ワクチン担当	加古川市 健康医療部 新型コロナワクチン接種推進課 企画調整係	事後	機構改革に伴う変更

令和5年12月21日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）、番号法第19条第8号の規定により定めるとされている行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（以下「委員会規則」という。）、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うこと ができるとされているもの	事前	委員会規則改正に伴う変更
令和5年12月21日	II 特定個人所ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回（1回目/2回目/3回目） ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	－
令和7年1月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	予防接種法に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）を使用し、新型コロナウイルスワクチンの接種状況の記録等を行う。 ワクチン接種記録システム（VRS）では、次の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、市内に居住する者に対し新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に対する事務等を行う。 予防接種券の発行、接種歴等の管理・照会等、個人負担金の決定、健康被害救済給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。	事後	
令和7年1月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する	ワクチン接種記録システム（VRS）	かがわオンライン申請システム	事後	
令和7年1月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	インターネットを経由して電子的に申請受付、審査を行う	事後	
令和7年1月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取	[] その他（ ）	[○] その他（LGWAN）	事後	

令和7年1月10日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」とい う）第9条第1項 別表第一の10項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法 第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。）又は加古川市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。）により個人番号の利用を行うことができるとされているもの （1）番号法 ・第9条第1項 別表 14の項 （2）番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例第3条 別表第2 2の項 ②番号利用条例施行規則第18条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第二 16の2の項 （2）別表第2省令 【情報提供の根拠】	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとされているもの （1）番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表（25、26、153、154の項） ・第19条第9号 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号に基づく主務省令第2の表（25、27、28、29の項） ・第19条第9号 ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	事後	
令和7年1月10日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	健康医療部地域医療課	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	健康医療部地域医療課	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他（ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	[]その他（ ）	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	健康医療部新型コロナワクチン接種推進課	健康医療部地域医療課	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	3件	2件	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	㈱日立システムズ	㈱日立システムズ関西支社	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	バックアップデータ遠隔地保管業務	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム（VRS）を用いた特定個人情報ファイルの管理等	バックアップデータを記録した外部記録媒体の遠隔地保管業務	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	株式会社ミラボ	㈱NXワンビシアークाइブズ	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	接種記録入力・接種券発行業務	（削除）	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種記録等のシステム入力業務、接種券の発行業務	（削除）	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	50人以上100人未満	（削除）	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	株式会社日本旅行	（削除）	事後	
令和7年1月10日	II 特定個人情報ファイルの概要	再委託する	（削除）	事後	

令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種記録等のシステム入力業務、接種券の発行業務の一部	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	2件	1件	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・番号法 第19条第16号	・番号法 第19条第8号 別表第二 16の2の項	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	市区町村コード及び転入者の個人番号	予防接種法による予防接種の実施に関する記録	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	当市への転入者について、転出元市区町村への接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	提供依頼のある都度	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	市区町村長	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	・番号法 第19条第8号 別表第二 16の2の項	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する記録	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ④提供する情報の対象となる	10万人以上100万人未満	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑦時期・頻度	提供依頼のある都度	(削除)	事後	

令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	＜本市における措置＞ ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバに保管している。 ・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。 ・申請書等は、鍵付の書庫に保管している。 ＜遠隔地バックアップ保管における措置＞ ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、	・届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外 の情報の入手の防止に努める。 ・特定個人情報の入手については、その根拠となる番号法等の規定を確認し、適正な情報の入手を行う。	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(削除)	事後	

令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、 VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	予防接種システムは、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。	事後	

令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・認証用カードとユーザID及びパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された - 専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、 - 個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、 - 個人番号を入手し、使用する。 ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) その他の措置の内容	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事後	

令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を、必要最小限に限定している。具体的には、当市区町村への転入者について、 転出元市区町村での接種記録を入手するために、 転出元市区町村へ個人番号と共に転出 ＜ワクチン接種記録システムにおける措置＞	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の 情報セキュリティ対策のための 統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの 国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに 関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の 情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの 国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに 関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容	(削除)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応 をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこと としている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを 防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	(削除)	事後	

令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	－	1 ガバメントクラウドにおける物理的措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 2 ガバメントクラウドにおける技術的措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)はガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事前	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスクおよびそのリスクに対する措置	－	③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	＜当市における措置＞ ・職員に対して、年1回、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。 ・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保している。 ＜中間サーバー、プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー、プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー、プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととして	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜当市における措置＞ ・離席する際、端末にはパスワードロックをかけるよう徹底している。 ・窓口の端末においては、ディスプレイにプライバシーシートを貼り、来庁者に画面が見えないようにしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、国がその契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う	事前	

令和7年1月10日	Ⅳ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	加古川市 健康医療部 新型コロナワクチン接種推進課 企画調整係 079-427-9149(直通)	加古川市 健康医療部 地域医療課 地域医療係 079-427-9100(直通)	事後	
令和7年1月10日	Ⅴ 評価実施手順 1. 基礎項目評価書	2022/3/11	2025/1/10	事後	
令和7年1月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要	・番号法 第19条第8号 別表第二 16の2の項	・第19条第8号に基づく主務省令第2の表(25、153の項)	事後	
令和7年1月10日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1. 目的外の入手が行 われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リス ト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求 め、情報 提供ネットワークシステムから情報提供許可 証を受領してから情報照会を実施することにな る。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照 会を拒否する機能を備えており、目的外提供等 のセキュ リティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能 (※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、 ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、 不適切なオンライン連携を防止する仕組み になっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用し た特定個人情報の照会及び照会した情報の受 領を行う 機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基 づき、事務手続きごとに情報紹介者、情報提供 者、照会 ・提供可能な特定個人情報をリスト化し、 照会者 情報提供者 事務及び特定個	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可 証の発行と照会内容の照会許可用照合リス ト(※2)との照合を情報提供ネットワークに求 め、情報 提供ネットワークシステムから情報提供許可 証を受領してから情報照会を実施することにな る。つま り、番号法上認められた情報連携以外の照 会を拒否する機能を備えており、目的外提供等 のセキュ リティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能 (※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、 ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の 操作や、 不適切なオンライン連携を防止する仕組み になっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用し た特定個人情報の照会及び照会した情報の受 領を行う 機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワ ークシステムを使用した特定個人情報の提供に 係る情報 照会者 情報提供者 事務及び特定個	事後	
令和7年1月10日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ②請求方法	・加古川市個人情報保護条例第20条の規定に 基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出 する。	・個人情報の保護に関する法律第77条の規定 に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提 出する。	事後	